平成31年

第1回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成31年第1回志賀町議会定例会会議録

平成31年2月26日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員16名)

1番 中谷松助 2番 田晃悦 福 3番 稲 岡 健太郎 4番 正 紀 南 寺 井 強 5番 6番 堂 下 健 一 7番 南 政 夫 8番 下 池 外巳造 9番 須 磨 隆 正 越後敏明 10番 11番 田中 正 文 12番 冨澤軒康 13番 櫻井俊一 14番 林 一夫 15番 戸 坂 忠寸計 16番 久木拓栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町		長	小	泉		勝
副	町	長	庄	田	義	則
教	育	長	間	嶋	正	剛
総	務課	長	新	田	辰	巳
富来	皮支 所	長	本	吉	茂	樹
企画財政課長			Щ	下	光	雄
情報推進課長			門	П	和	彦
税	務 課	長	岡	部		亮

住民課長 西 清 孝 健康福祉課長 山口勝好 荒川 仁 環境安全課長 商工観光課長 浜 村 大 農林水産課長 北 富美夫 まち整備課長兼上下水道室長 関 田 勝 行 川畑 富来病院事務長 智 会計管理者(会計課長) 高 野 正 学校教育課長 山本政人

生涯学習課長 平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長出 崎 茂 男議会事務局参事前 田 稔議会事務局主幹宮 川 信 顕

(議事日程)

日程第1会議録署名議員の指名

日程第2会期の決定

日程第3諸般の報告

日程第4 町長提出 報告第1号及び第2号並びに議案第1号ないし第35号 (提案理由説明)

(開会・開議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、平成31年第1回志賀町議会定例会 を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

南政夫議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、1番 中谷松助君、16番 久木拓栄君を指名し

日程第2 会期の決定

南政夫議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの18日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

南政夫議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

日程第4 町長提出 報告第1号及び第2号並びに議案第1号ないし第35号(提案理由説明)

南政夫議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第1号及び第2号並びに議案 第1号ないし第35号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長議長。

平成31年第1回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今年の冬は記録的な大雪と寒波に見舞われた昨年から一転して、まさに暖冬であり、ほとんど積雪もなく、町道等の除雪は一部の地区で2回のみの出動であり、住民生活に支障を来すこともなく、安心しているところであります。北陸地方の3か月予報では、3月以降は高温傾向とみられるとのことでありますので、一日も早い春の訪れを期待するものであります。

このような暖冬傾向にある中、全国的にインフルエンザが猛威を振るっており

ます。本町においても、先週は志賀中学校1年生のクラスが、そして、昨日からは志賀小学校6年生と志賀中学校3年生のクラスが学級閉鎖となるなどの広がりをみせております。これから受験や卒業式など、人生の節目を迎える大切な時期でありますので、子ども達をはじめ町民の皆様には、健康管理に十分ご留意いただきたいと思います。

それでは、町政の近況と本議会に提案しました案件の概要等について、ご説明 いたします。

はじめに、オリンピック事前合宿誘致についてであります。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで、あと1年5か月となりました。本町では、2年前からレスリング競技の事前合宿誘致に取り組み、昨年末、南政夫議長とともに、アゼルバイジャンとジョージアの2か国を訪問し、オリンピック委員会やレスリング協会のトップの方と面談をしてきました。

アゼルバイジャンでは、面談の様子が国営放送のニュースで取り上げられるなど、手厚い歓迎を受け、ジョージアにおいても、友好的な雰囲気の中で協議が進み、その結果、両国ともに、本町での事前合宿に関する覚書を交わすことができました。

その際、アゼルバイジャン代表チームにおいては、今年の夏に事前合宿を実施したいとの意向が示されたことから、帰国後、引き続き協議を進めてきた結果、 先般、新聞報道にもありましたように、本年7月7日から17日までの日程で、男子選手10名が総合武道館と体育館を練習会場として、事前合宿を行うこととなったものであります。

さらに、アゼルバイジャン側からは、日本代表チームと練習をしたいとの要請 もあったことから、日本レスリング協会に合同合宿の実施を打診していたところ、 先般、男子選手30名の参加について、了承をいただいたところでもあります。

また、ジョージア代表チームについては、現在、アゼルバイジャンと併せて事 前合宿を実施いただくよう調整しているところでもあります。

町としては、各国の選手がしっかりと練習ができるように、受入態勢の準備を 進めるとともに、町民を対象とした練習見学会や交流事業の実施についても検討 を進めていきたいと考えております。さらに、この事前合宿を契機として、アゼ ルバイジャンの首都バクー市のハタイ地区との友好都市交流についても、交渉を 進めていきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の推進についてであります。

本町では、平成28年度からふるさと納税の取り組みを強化してきましたが、今年度は、2月20日現在で2,959件、金額は約9,000万円となっており、昨年度と比較すると、件数では約3倍、金額では約2.5倍と、大幅に増加している状況にあります。

これまで、インターネットによる受付やクレジットカード決済の導入をはじめ、 町優良特産品を中心とした返礼品のラインナップの充実や、PRを強化してきた 取り組みの成果が表れたものと考えております。また、これに加え、本町が利用 するふるさと納税のインターネットサイトの人気返礼品ランキングにおいても、 紅ずわいがにが上位にランクインしたことも、増加の要因となったものと考えて おります。

ふるさと納税制度については、マスコミ報道等でいろいろ取り上げられておりますが、本町においては、制度の趣旨に則り、国が示す返礼品の基準を遵守して活用に努め、併せて、町優良特産品等を通じて、県内外に広く町の魅力をPRしていきたいと考えております。

次に、とぎ実験農場におけるファーマーズレストラン香能の丘のリニューアル オープンについてであります。

とぎ実験農場については、平成26年度から株式会社スギョファームが指定管理 しており、この農場内のコミュニティ施設を活用して、平成28年4月にオープン したのが、ファーマーズレストラン香能の丘であります。

今年度、町の事業で、レストランのテーブルと椅子を新調し、併せて、自動火 災報知設備の改修を行ったところであり、今月15日にリニューアルのお披露目会 が開催されました。私も出席させていただき、明るくなった雰囲気の中で、バイ キング形式で用意された自然野菜をふんだんに使った多彩でヘルシーな料理をお いしくいただいてきたところであります。

レストランは、予約制で昼食のみの利用となりますが、SNSなどでの評判から、しばしば満席となることもあるとお聞きをしております。今後とも、スギョファームの皆様には、とぎ実験農場の地で収穫された志賀町産の自然野菜を使って、おいしい料理を提供していただきたいと思っております。

そして、全国からたくさんの方が訪れるレストランとして、志賀町、さらには、 能登地域の活性化につなげていただきたいと期待するものであります。町民の皆 様におかれましても、是非、ご近所、お友達をお誘いのうえ、ご利用いただきた いと思います。

次に、金沢大学の教育研究拠点の設置についてであります。

本町では、昨年3月20日に金沢大学とふるさとの資源を次代へと引き継ぐまち・ひとづくり協定を締結しました。この協定に基づき、金沢大学の皆様には、町民の健康づくりを推進するための予防医学研究やコミュニティバスの運行計画の見直しを含む志賀町地域公共交通網形成計画の策定について、支援をいただいているところであります。

現在、町民の健康づくりに関する予防医学研究の活動拠点については、四蔵医院を利用されておりますが、今後、予防医学研究を含めた本協定に基づく取り組みをより一層効果的に実施していくため、志賀消防署横の地域交流センターを活動拠点として利用していただくよう協議を進めてきたところであります。

そして、この度、同センター内において、金沢大学志賀町教育研究拠点志賀学舎が設置されることとなり、先般、金沢大学の学長をはじめ、関係の皆様のご出席のもとで、来月16日に開所式を行うことが決定したものであります。

金沢大学の皆様には、本町における活動拠点として有効に活用いただき、協定に基づく教育研究を更に推進していただきたいと考えております。町としては、 事業の推進により、町の地域特性や資源を生かした地域振興、町民の健康増進、 さらには、次代を担う世代の人材育成につながるものと期待しているところであります。

次に、コンビニ収納の状況についてであります。

本町では、納税者等の利便性と収納率の向上を図るため、今年度より、町税や保険料などを手数料なしで全国のコンビニエンスストアで納付することができるコンビニ収納を開始しました。 本年1月末現在の状況については、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の町税で8,953件の利用があり、収納額は約1億1,122万円となっております。また、町税のほか、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料、上下水道使用料、住宅使用料を合わせた全体では、1万2,000件の利用で、収納額は約1億2,800万円となっております。

町としては、当初の見込みをはるかに超える利用実績となっていることについて、休日や夜間を問わず、いつでも納付することができるコンビニ収納の効果を改めて認識したところであり、今後も、口座振替と併せて、コンビニ納付の周知を図るとともに、更なる利便性の向上に向けた検討を進め、収納率の向上につなげていきます。

次に、災害復旧事業についてであります。

昨年8月末から9月の記録的な豪雨で被害を受けた被災箇所の復旧については、 順次工事に着手しているところであります。しかしながら、土木・農林合わせた 被災箇所は400件と多く、さらには、新聞報道にもありましたように、一部の入 札において参加する業者がおらず、入札が成立しない状況が続いております。

このような中で、特に、農業施設等については、今年の作付けに影響が出ないよう速やかに対応する必要があると考えておりますが、一部では復旧が遅れることも想定されます。町としては、速やかに復旧工事に着手することができるよう努力していきますが、町民の皆様にはこのような事情も考慮いただき、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

先月18日に、2号機の新規制基準適合性に係る審査会合が開催されました。この会合では、断層の活動性を審査するうえで、これまで確定していなかった評価対象となる断層に関し、陸域の6本の断層の選定について合意され、今後、活動性の有無について審議が再開されることになりました。

しかしながら、海岸部の断層については、説明や資料が不十分であるとして、 確定には至らず、今後、陸域の活動性の審議と並行して、海岸部の断層の取り扱いについて議論が行われることとなったとの報告を受けております。

北陸電力には、今回の審査会合における指摘を真摯に受け止め、丁寧な説明と 適正な資料の整備に努め、できる限り早期に結論が得られるよう、全社を挙げて の取り組みを求めるものであります。

それでは、平成31年度の当初予算案について、その概要をご説明いたします。 新年度予算編成にあたっては、中長期的な財政運営に配慮しつつ、事業の選択 と集中を図り、事務事業の見直しや施設の維持管理コストの縮減に努めるととも に、投資的経費については、緊急性、重要度、事業効果等を見極めたうえで、 国・県の補助制度を最大限に活用し、実施年度の調整や事業費の縮減を図りながら編成したものであります。また、タウンミーティングなどで要望のあった事業については、緊急性の高い事業を優先し、可能な限り予算に反映したところであります。

このようなことを踏まえて予算編成を行った結果、平成31年度一般会計当初予算については、総額125億円で、対前年度1,000万円の減額となっておりますが、歳入では、大規模償却資産にかかる固定資産税をはじめとした町税全体で、約1億6,000万円の減収となるなど、財源の確保が厳しい状況が続いております。

一方、歳出では、志賀町陸上競技場をはじめとする公共施設の老朽化に伴う改修事業や地域公共交通網形成計画に基づくコミュニティバス等更新事業、さらには、住民票の写し等、各種証明書をコンビニで取得することができるコンビニ交付サービス事業など、多額の経費がかかる事業を計上する必要があり、財源の不足分を財政調整基金からの繰入や臨時財政対策債の増額などで、対応せざるを得ない状況となっております。

来年度以降も、公共施設の維持管理や改修、解体をはじめ、広域圏事業の実施に伴う負担金や、各種福祉サービスの拡充などに多額の費用を要することが見込まれ、本町の財政状況は、ますます厳しくなるものと予想されており、より一層の財政の健全化に向けた取り組みを推進していかなければならないと考えております。

一般会計については、以上でありますが、特別会計及び企業会計においては、 平成31年度から、農業集落排水事業、公共下水道事業、地域し尿処理施設整備事業の3つの特別会計を統合のうえ、地方公営企業法に基づく企業会計に移行し、 下水道事業会計を新設することとしました。これに伴い、下水道事業会計において、減価償却費を新たに計上したことを主たる要因として予算規模は大きくなり、 一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額については、241億7,878万円と、対前年度12億2,020万円余りの増額となっております。

それでは、これ以降、総合計画に定める基本方針に基づき、新年度当初予算案 における主な施策について、順次ご説明をいたします。

はじめに、若者の移住定住の促進についてであります。

定住促進住宅地「みらいとうぶ」については、第2期分譲の31区画について、

先の定例会で、残り9区画となった旨の報告をさせていただきましたが、以降、 町外の方から5件、町内の方から1件の申し込みがあり、残り3区画となっております。

第3期分譲の16区画については、本年1月4日から第1次募集を開始し、現在までに、町外の方から1件、町内の方から4件の申込があり、残り11区画となっております。今後も、引き続き、本町の充実した奨励金制度や魅力ある教育・子育て環境などを幅広く情報発信し、早期の完売を目指していきます。

また、富来地域で整備を進めている「ますほの丘住宅」ファミリー向け住宅1 棟12戸については、当初の計画どおり本年9月の完成を目指し、着実に整備を進 めていきます。

次に、観光振興による交流促進についてであります。

今月11日に開催した第8回志賀町祭「大漁起舟祭」につきましては、今年も、町内外からの多数の来場者で賑わい、盛大に開催することができました。石川県漁協西海支所をはじめ、ご協力をいただきました関係団体の皆様、そして、議員各位をはじめ、ご来場いただきました町民の皆様に深く感謝を申し上げます。

町祭については、先の議会定例会でご説明したように、そのあり方を見直す時期に来ていると考えており、今年度をもって、一旦終了し、来年度1年をかけ、町民の皆様に喜んでいただけるような、新たな町祭を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

また、新年度においても、本町の豊かな自然や文化などを活用した観光振興を図るため、国の地方創生推進交付金を活用して、各種事業を実施していきます。

平成28年度から実施している「西能登里浜イルミネーションときめき桜貝廊」 については、なお一層のバージョンアップを図り、継続して開催していきます。

また、地域資源を最大限に活用し、多様な関係者を巻き込みつつ、稼げる観光 地づくりを進めていくうえでの舵取り役となる、志賀版DMO法人の設立につい ては、昨年度から、町観光協会と連携しながら、設立に向けた検討を進めてきた ところであります。

これからの地域観光づくりを推進していくためには、観光協会のみならず、経済団体や行政、住民、民間企業などの地域全体が受け皿となって、観光戦略や観光誘客を実践していくことが求められており、これが、DMOの目的であります。

現在、町観光協会では、毎月、DMOの勉強会を開催するなど、法人化に向けた 検討を進めているところであり、町としては、新年度における法人の設立を目指 して、支援をしていきたいと考えております。

さらに、本町の観光施設を滞在型の旅行商品として売り出していくにあたり、 能登リゾートエリア増穂浦の魅力アップを図るため、水陸両用の8輪バギーを2 台、立ち乗り電動2輪車セグウェイを7台購入し、配備することとしました。能 登の里海の絶好のロケーションに立地するキャンプ場や交流イベント等に更なる 遊びのアイテムを加えることで、地域資源の魅力アップと交流人口の拡大につな げていきます。

次に、結婚・子育てサポートの充実についてであります。

本町では、結婚から出産・子育てまでのニーズに対応できる切れ目のない総合的な支援として、これまで、18歳までの医療費助成をはじめ、出産祝金や多子世帯入学祝金の交付のほか、不妊治療や不育症治療費、妊産婦医療費助成など、さまざまな施策の拡充を図ってきたところであります。

新年度からは、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進している中で、風しんの全国的な流行を受け、妊娠を希望している夫婦を対象に、 予防接種費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っていきます。

次に、教育環境の充実についてであります。

これまで、町では、小・中学校のハード面での整備を進めるとともに、ソフト面においても、小学校特別支援員の増員や、全校に外国語指導助手と学校図書館司書を配置してきたほか、中学3年生などを対象とした学習サポート事業の実施や、多子世帯の負担軽減を図るための学校給食費の助成など、さまざまな施策を推進してきたところであります。

新年度においても、これらの事業を継続するとともに、新たに、志賀・富来 両中学校にタブレット端末を配備し、授業において、生徒の理解を深めるための 支援ツールとして活用していくほか、英語、数学、漢字の各検定にかかる検定料 の2分の1を補助する制度を創設し、子ども達の学力の向上と保護者の経済的負 担の軽減につなげていきます。

また、多忙となっている教職員の業務を支援するため、スクール・サポート・ スタッフを新規に2名、部活動指導員を現在の3名から2名増員する予定であり、 支援体制の充実を図っていきます。

次に、企業誘致の推進についてであります。

本町では、これまで、能登中核工業団地や堀松工場団地への企業誘致の推進をはじめ、町内企業の人材確保を図るため、ハローワークと連携して企業合同就職面接会を実施するなど、既に立地している企業に対する支援を積極的に行ってきました。また、昨年度からは、町が誘致した企業が、能登中核工業団地と堀松工場団地以外に進出した場合にあっても、補助金等の交付対象とすることに制度を拡大したところであります。

さらに、町内の企業等に就業し、一定の期間就労されたUターン又はIターン 者に奨励金を交付するふるさと就業促進奨励金制度や、町の奨学資金貸付制度の 利用者に対し、学校卒業後1年以内に町内の企業等に就業し、一定の期間就労し た場合、貸付金の半額相当の返済を免除する制度を創設するなどの施策を講じて きたところであります。

新年度においても、これらの施策を継続していくとともに、昨年、能登中核工業団地内において新たに取得した土地の敷地造成工事を実施していきます。町としては、1社でも多くの企業誘致に結び付け、雇用の創出と地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、農業振興についてであります。

農業の振興については、昨年の豪雨災害による被災箇所の復旧に全力を挙げて 取り組むとともに、引き続き、農地・農業用施設の整備やほ場整備の促進、老朽 ため池の改修などのハード整備を推進するとともに、農地の集積・集約化を推進 し、担い手の育成と農作業コストの縮減に向けた取り組みを進めていきます。

また、GI登録を受けた能登志賀ころ柿については、ブランド力が増しており、 台湾や香港、中国などにも輸出されるなど販路の拡大が図られております。JA 志賀では、さらに今季から、最高級のプレミアム規格を設け、付加価値を高める 取り組みを進めている中で、町としても、農家の所得向上につなげていくため、 可能な限りの支援をしていきます。

次に、健康づくりの推進についてであります。

健康づくりの拠点である保健福祉センターについては、文化ホールと合わせて、 昨年10月から、空調設備や照明器具のLED化、屋上防水等の改修工事を行って おり、町民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、本年6月に完了する予定 でありますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

町民の健康づくりに関しましては、昨年度から実施している任意接種の子どものロタウイルスワクチンやおたふくかぜワクチンの接種費用の助成を継続していくとともに、新たに定期の予防接種として、風しん抗体保有率の低い世代、昭和37年4月から54年3月生まれの男性を対象として、抗体検査と予防接種を無料で実施することとしております。

次に、スポーツの振興についてであります。

新年度においては、志賀町陸上競技場のトラックの全面改修を実施します。陸上競技場については、平成15年7月の整備以来、15年が経過し、一部補修はしてきたものの、経年劣化によりトラックの走路部分が著しく損耗していることから、改修を行うものであります。

例年、羽咋郡市の小中学校の陸上競技大会をはじめ、数多くの大会が開催され、中学校の部活動や大学等のスポーツ合宿にも利用されており、この改修により、本町の更なるスポーツの振興と交流人口の拡大につなげていきます。工事は、本年6月に着工し、来年3月末に完成する予定となりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

次に、公共交通の充実についてであります。

町では、昨年度より、志賀町地域公共交通活性化協議会において、町全体の公共交通のあり方について検討を進め、今年度、志賀町地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいるところであります。この計画に基づき、本年10月からコミュニティバス運行を改編する予定であり、新年度においては、33人乗りのコミュニティバスを4台、14人乗りのワゴン車タイプのコミューターを6台購入し、運用していきたいと考えております。

運転免許を持たない町民にとって、コミュニティバスは欠くことのできない移動手段でありますので、多くの方に利用いただけるよう、今後、改編内容などの周知に努め、更なる利便性の向上を図っていきます。

次に、防災体制の充実についてであります。

近年の自然災害が頻発する中で、昨年、本町においても、記録的な豪雨により 甚大な被害に見舞われました。この災害を教訓として、新年度において、更なる 防災体制の充実と強化を図っていくため、各種事業を実施していきます。まず、 本町においては、平成26年度に土砂災害ハザードマップを作成しておりますが、 これを改訂し、各地区の指定避難場所の見直しや豪雨等災害時の住民避難の確保 に役立てていきます。

本町には、急傾斜地等の法面崩壊が発生しやすい地域があり、現在、神代区と 福浦港区において実施している県営急傾斜地崩壊対策事業の促進を図っていくと ともに、住宅の裏山等の手が加えられていないがけ地の防災工事や、被災した場 合の応急復旧工事に対する助成制度を継続して実施していきます。

また、平成19年度に策定した洪水ハザードマップについて、想定しうる最大規模の洪水にかかる区域に拡充して公表する旨の改正がなされた水防法の規定に基づき、今年度、県が、米町川洪水想定区域の見直しを行ったことから、新年度において、これを改訂することとしております。昨年の豪雨の際にも大きな被害が発生したところであり、策定にあたっては、昨年の被害状況を踏まえて検討を進め、作成していきたいと考えております。

さらに、溜池についてでありますが、近年の農家数の減少により、その保全・管理体制の脆弱性が懸念されていることから、町では、これまで継続して溜池の 点検を行ってきたところであります。その結果、20か所について、堤体の土質や 安定計算等の詳細調査を行う必要があると認められたことから、既に調査済の14 か所に加えて、新年度においては、新たに2か所について調査を行うこととして おります。

その他、災害発生時における上空からの状況把握をはじめ、町の業務全般で活用していくため、新たにドローンを1台購入するほか、自主防災組織の結成や防災士の育成にかかる補助金等の交付、災害時における資機材や備蓄品の充実などに継続して取り組み、更なる防災体制の強化に努めていきます。

次に、行政情報の電子化についてであります。

先程の新年度予算の概要説明で触れましたコンビニ交付サービスについては、 国において、マイナンバーカードを活用した住民サービス向上の一つの施策として、全自治体に対し、平成31年度末までの導入を要請しているところであります。 本町においても、今年度から導入に向け、システム構築や連携する住民情報・戸籍システムの改修を進めているところであり、来年3月末までのサービス開始を 目指し、準備を進めていきます。

そのほか、特別会計及び企業会計においては、住民の重要なインフラである水 道及び下水道施設の機能強化を図るとともに、防災行政無線通信設備の更新、町 立富来病院の医療機器の整備や経営改革の促進等、住民生活に直結する施策を積 極的に推進し、住民福祉の向上を図っていきます。

以上、新年度当初予算案における主な施策を申し上げましたが、人口減少や高齢化、頻発する自然災害への対応といった課題に正面から取り組み、本町の魅力を更に引き出し情報発信していくため、総合計画に掲げた各種施策を着実に推進していきます。

そして、何よりも町民の皆様が安心して幸せに暮らし、将来に希望が持てる能登ナンバーワンのまちづくりを目指して、全力で取り組んでいきますので、今後とも、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提案しました案件についてご説明申し上げます。

案件は、専決処分の報告承認が2件、平成30年度の一般会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び一部改正、町道路線の認定、公の施設の指定管理者の指定、二級河川及び準用河川の指定の変更、過疎地域自立促進計画の一部変更、平成31年度各会計の当初予算の議案が35件の、合わせて37件であります。以下、その大要についてご説明申し上げます。

まず、報告第1号及び報告第2号については、平成30年度の一般会計補正予算 及び農業集落排水事業特別会計補正予算であり、それぞれ本年1月24日及び2月 6日をもって専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするもので あります。

報告第1号 平成30年度志賀町一般会計補正予算(第5号)については、昨年、8月下旬から9月上旬にかけての豪雨や台風による災害復旧及びふるさと納税推進事業に係る経費を補正したものであります。歳入では、災害査定による国及び県補助金やふるさと納税寄附金等の増額を主とし、歳出では、農地農業用施設災害復旧費、道路河川災害復旧費等の増額、ふるさと納税寄附金の充当による財源更正など、所要額の補正のほか、地方債の補正を行い専決処分したものであります。

報告第2号 平成30年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) については、直海浄化センター機能強化工事において、貯留槽に複数の亀裂を発 見し、緊急に修繕を行う必要が生じたことから、所要額を補正し、専決処分した ものであります。

続いて、議案第1号から議案第8号までは、平成30年度の各会計の補正予算であります。

議案第1号 平成30年度志賀町一般会計補正予算(第6号)については、国の補正予算に伴い、緊急に実施すべき事業費の計上のほか、年度末の事業精算見込みにより、所要額を補正するものであります。歳入では、国及び県支出金、補正予算債等の増額を主とし、歳出では、国の補正予算に伴う事業費を増額する一方で、各事業の精算見込みによる事業費の減額を行うなど、所要額の補正のほか、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

議案第2号から議案第8号までは、平成30年度の特別会計及び事業会計の補正 予算であり、いずれも事業の確定及び精算見込みにより、所要額を補正するもの であります。

議案第9号から議案第20号までは、条例の制定及び一部改正についてであります。

議案第9号 志賀町地域公共交通活性化基金条例については、買い物や通院など、日常生活の移動を支える手段として必要な地域公共交通の活性化を図る経費に充てることを目的として、新たに基金条例を制定するものであります。

議案第10号 志賀町交流センター条例については、旧熊野小学校体育館を改修 し、地域コミュニティの促進と住民の福祉の向上を図る施設として熊野交流セン ターを整備したので、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号 志賀町小規模企業振興基本条例については、小規模企業の成長・ 発展と地域経済の活性化を図ることを目的に、新たに条例を制定するものであり ます。

議案第12号 志賀町防災センター条例については、西浦地区において、原子力 災害時における早期の避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児など配慮を要する者 や介助者等が一時的に退避する放射線防護施設を整備したので、既に整備済の富 来防災センター及び稗造防災センターと合わせて、新たな条例を制定するもので あります。

議案第13号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に関する 条例については、本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられ ることを考慮し、使用料等について消費税等相当額を加算するため、志賀町ケー ブルテレビ施設条例ほか20件の関係条例の整理を行うものであります。

議案第14号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正により、経済情勢等の変化を踏まえ、地方自治体が独自に低い利率で災害援護資金の貸付けが可能とされ、保証人を立てない貸付けに加え、償還方法の月賦払が可能とされたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、本年4月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行され、国家公務員の残業時間の上限が設けられることに伴い、地方公務員についても同様の措置を講じる必要があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民 健康保険の制度改革により、被保険者の資格の適用除外の規定について、県内市 町で統一することとされたため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、平成30年3月31日に公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令に基づき、 基礎課税額に係る課税限度額の基準について、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 志賀町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部を改正する法律により、本年4月から専門職大学が創設されることに伴い、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなるため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、町立富来病院における患者満足度や個室利用度の向上、収益の増収を図るため、病室の利用料金を見直すことから、所要の改正を行うものであります。

議案第21号及び議案第22号については、志賀町道路線の認定についてであります。

議案第21号 志賀町道路線の認定については、みらいとうぶAブロック内に整備した231メートルの道路を、新たに町道第174号みらいとうぶ3号線として、認定するものであります。

議案第22号 志賀町道路線の認定については、広域農道からのアクセス道路として整備予定である、栢木地内から大福寺地内の国道249号に接続する道路728メートルを、新たに町道第6089号栢木大福寺線として認定するものであります。

議案第23号 地域共生型施設「花のミュージアム フローリィ」の指定管理者の指定については、同施設の指定期間が本年3月31日で満了となることから、引き続き、北陸電力株式会社を指定管理者として、2024年3月31日までの5年間、指定するものであります。

議案第24号 二級河川の指定の変更に関する意見については、二級河川日用川水系日用川に関し、石川県知事から、河川改修事業の進捗により、本年9月に旧海上部における河川管理施設の整備がすべて完了する見通しとなったことから、二級河川日用川水系日用川の指定の変更について、河川法の規定に基づき意見を求められたものであります。

議案第25号 準用河川の指定の変更については、河川法の規定に基づき、準用河川日用川水系の指定を変更するものであります。

議案第26号 志賀町過疎地域自立促進計画の一部変更については、過疎対策事業債の対象事業として、羽咋郡市広域圏事務組合負担金事業などを追加するにあたり、計画の変更を行うものであります。

議案第27号から議案第35号までは、一般会計ほか8会計の平成31年度予算についてであります。当初予算の内容については、説明を省略させていただきますが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、本定例会提出案件37件についての概要説明を終わりますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各

位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

南政夫議長 説明を終わります。

南政夫議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明27日から3月4日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、明27日から3月4日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、3月5日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時47分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第1号

入札結果報告

(平成30年12月20日 15件)

(平成31年1月10日 10件)

(平成31年1月17日 10件)

(平成31年1月30日 10件)

(平成30年11月22日 8件)

2 議長報告第2号

例月出納検査の結果について

(平成30年12月25日実施)

(平成31年1月24日実施)